

貞観十一年「陸奥国地大振動」と十和田火山についてのノート

伊藤 一 允

一、はじめに

青森県南部地域の火山灰の編年については、東北地方第四紀研究グループをはじめ大池昭二氏や松山力氏らによる業績に負うことが大きい。^①

それまでは、十和田湖を形成した火山活動が終息したのは、約四〇〇〇年前の縄文後期とする学説が支配的だった中で、現在、十和田a降下火山灰と呼ばれている火山灰の多くの噴出源が十和田カルデラによるものであることを明らかにされた。そして、その灰白色の粉末状細粒火山灰の降下年代は、BP一〇〇〇年の頃、すなわち平安時代後期に当たるとした。

まことに魅力ある学説だった。それは、「十和田湖伝説」に関わる八ノ太郎と南祖坊のすさまじす格闘は、十和田湖の噴火活動による伝承が伝えられたものであることを指摘されていたわけである。

このことに関し個人的なことになるが、筆者がこの上北地域の研究をめざした頃、奥入瀬川流域の修験道研究者であった苦米地繁雄氏（故人）から、『日本三代実録』に記されている貞観十一年（869）「陸奥

国地震動」について、これが十和田火山によるものだと聞くことを聞いたのは、1975年頃であったろうか。氏は、その微証として、伝法寺の洪水伝説と河川敷から出土した石造物二個をあげられた（後述）。

その後、さして確たる物証がつかめないまま、考古学者や地質学者らから、十和田a火山灰は『日本三代実録』の貞観十一年の地震の記事ないし、『扶桑略記』の延喜十五年（915）の記事に関係する可能性が指摘されるようになってきた。^②

しかしまた誤解もあって、十和田カルデラの噴火により、湖水からあふれて米代川に洪水を発生させ、家屋を埋没させたとする論説もないではなかった。^③ 十和田湖をとりまく外輪山は、秋田や津軽方面で高くなっているのだから、どんなに湖水があふれてもけっして米代川には流出するはずがないのである。だから、米代川流域の埋没家屋が十和田火山灰にかかわるとすれば、それは、雨季や雪解けの頃の二次災害の発生によるものであろう。こうした誤解が起こるのは、十和田a降下火山灰についての調査研究が、現地の地形や状況など実地に則していないこともあるし、また、誤った理解がひとり歩きすることから派生することにもよる。

これまでの研究が主として、地質学や考古学から追求されてきていて、文献史料での論説は、管見の範囲ではまったく見当たらないし、また十和田湖伝説についても、十和田火山との関わりが指摘されるにとどまっているといえる。この小論では、そうした状況をいくらかでも克服できる手がかりをつかむことを目指した一つの試論を示すものである。今後の研究の進展の一助となればさいわいである。

二、貞観十一年「陸奥国地大震動」本文の検討

まず、『日本三代実録』貞観十一年五月廿六日癸未条の本文の検討から始めたい。

- ① 陸奥国地大震動、流光如昼陰影。
- ② 頃之、人民叫呼、伏不能起、或屋什任死、或地裂埋殮。
- ③ 馬牛駭奔、或相昇踏。
- ④ 城郭倉庫、門櫓牆壁、頽落顛覆、不知其數。
- ⑤ 海口哮吼声、似雷霆、驚涛涌湖、沂洄漲長、忽至城下。
- ⑥ 去海數十里、浩々不弁其涯湊、原野道路、惣為滄溟。
- ⑦ 乗船不遑、登山難及、溺死者千許。
- ⑧ 資産苗稼、殆無遺焉。

〔読み下し〕

- ① 陸奥国、地大いに震動す。流光、昼の如く陰を映す。
- ② しばらくして、人民叫呼し、伏して起つこと能わず、或いは屋什るに圧死し、或いは地裂けるに埋れて殮れる。

- ③ 馬牛駭きて奔り、或いは相昇りて踏みつぶす。
- ④ 城郭・倉庫・門櫓・牆壁、頽れ落ち顛覆すること、その数を知らず。
- ⑤ 海口の哮吼する声、雷霆に似たり。驚涛涌く湖。沂洄し漲長して、忽ち城下に至る。
- ⑥ 海を去る数十里、浩々としてその涯湊を弁らず、原野・道路、惣べてを滄溟と為す。
- ⑦ 船に乗る違あらず、山に登るも及び難く、溺死する者千許り。
- ⑧ 資産・苗稼、殆ういかな才遺無きを。

1、定説への疑問

これまで、この「陸奥国地大震動」については、『理科年表』が貞観十一年五月二十六日「三陸沿岸M8・6、城郭・門櫓・垣壁くずれ、倒壊するもの無数。津波多賀城を襲い、溺死約一〇〇〇人。流光昼の如く陰映すという。津波4」と記し、これがほぼ定説となっている。この通説にかねがね疑問を感じてきたが、それは次の点にある。「陸奥国地大震動」の核心になる部分は、『日本三代実録』の原文と合わせてみると次の三点に整理できる。

- ① マグニチュード8・6の大地震が発生、「城郭倉庫・門櫓牆壁」が「頽落顛覆」した。
- ② 「流光、昼の如く陰を映す」現象が起きている。
- ③ 津波が起こり、「原野・道路、惣べてを滄溟と為す」ような洪水となった。

まず、『理科年表』がいうところの多賀城の倒壊であるが、原文には、たんに陸奥国とあるのみで多賀城とは記されていない。これが、多賀城と認定されたのは「城郭倉庫・門櫓牆壁、頽落顛覆」とあることからだろうが、ではなぜ、この城郭を国府の置かれていた多賀城としたのであろうか。陸奥国には、城郭が多賀城にしかなかったというのならともかく、869年の時点では、ほかにも胆沢城や徳丹城が知られている。ともあれ、大変な大地震が大災害をもたらしていたことは、間違いないだろう。

それよりも、ここでは②の「流光、昼の如く陰を映す」がキーポイントとなるのではないのか。地震の発生による発光現象はよく知られていて、昨年の「阪神大震災」でも「夜明け前の空が一面に強く光るのを見た」とか、あるいは「青白い強い光が四〜五回光るのを見た」「西の空に稲光のようなせん光が走るのを見た」（朝日新聞 1・24）と報告されている。だが、ここでいう「流光」をそのような短い時間現象としてよいだろうか。「閃光」と「流光」ではずいぶん違いがあり、それは非常に特異なことがらのような記述である。地震発生時にそうした流光が常に観測されているのであればともかく、むしろこの「流光」の原因は、別にあるのではないかと思われる。

津波の発生について、『三代実録』はこれを「驚濤」としてただけで、「津波」とは書いていない。むしろ「驚濤涌湖」となっているのだから、その「驚濤」は「湖」から涌いて流出したものである。

たしかに、ここの語句はこれまで「驚濤涌潮」として、引用され流布してきた。だから『理科年表』が「津波」と誤解したのも無理からぬこ

とがあった。だが新訂増補国史大系本『日本三代実録』（以下大系本と略称）は、底本たる宮内省図書寮蔵本には「湖」とあったものを、松下見林校印本によって改訂したと記している。すると、松下見林校印本以外は「湖」となるべきだから、ここは「驚濤涌湖」が正しい原文と考えられる。まさに「驚濤涌湖」なのである。この点、改定した「涌潮」によって津波と判断したのであろうが、これでは「去海数千百里」の情景と矛盾することになってしまう。

大系本は「去海数千百里」の「千」を訂正して「数十百里」としている。古代一里を0・65キロとすると百里は65キロにもなるから、この訂正は妥当だと考えられるが、それにしても「数十百里」の意味が今ひとつはつきりしない。ここでは幅数十里・長さ百里として考察を加えてみると、数十里は少なく見積もって二十〜三十里としても13キロないし19・5キロとなるだろうから、幅数十里・長さ百里は、幅約13キロから約20キロ、長さ65キロにもわたる広さの土地が、「滄溟」つまり海となったことになる。

もし、このような規模の津波が、『理科年表』がいうように三陸沿岸を襲ったならばどうであろうか。昭和八年（1933）の三陸地震では、大船渡付近で最高の28・7メートルの津波が襲来している。この時でも仙台湾には4メートルの津波が上がってきている。三陸沿岸は津波による被害を、もつとも大きく受ける地域であるから、この城郭が多賀城ならば、海からわずか5キロの地点に置かれていた多賀城は、まったく津波に翻弄されてひとかたもなく海の藻くずとなっていたはずである。

ところで、『三代実録』には、この大震動後に「掇陸奥国地震使」が

派遣（九月七日条）されて、その報告に基づく詔（十月十三日条）が出されている。ここでは、「如聞、陸奥国境、地震尤甚、或海水暴溢而為患、或城宇頽压而致殃」とある。すると、地震の被害が大きかったのは「陸奥国境」だったことになるが、この国境がどこであるのか問題となるであろう。地震と津波による被害を想定した場合、その国境は当然、常陸国と陸奥国とに接したところを考えざるをえない。

国境を常陸国と陸奥国の境とするのであれば、当然被害は陸奥国にとどまらないで、常陸国にもおよんでいたはずである。文字通りに「海水暴溢而為患」していなければならぬだろう。ところが、常陸国からはそんな報告がなされていないのである。

では、九世紀頃における災害記述はどうなのか、他の例をみってみる。

- a、天長七（830）年正月廿八日「出羽国駅伝奏云、正月三日、今日辰刻、大地震動、響如雷霆、登時城郭官舎四天王寺丈六佛像、四王堂舎等、皆悉顛倒、城内屋仆、擊死百姓十五人、支体折損之類一百余人……」（類史）
- b、承和六（839）年四月廿六日「案奏状偽、灾星屢見、地震是類、奥県百姓、多以畏逃。又胆沢多賀両城之間異類延蔓……」（統後紀）
- c、嘉祥三（850）年十月十六日「出羽国言上、地大震裂、山谷易処、压死者衆」（文実）
- d、貞観十三（871）年五月十六日「先是、出羽国司言。大物忌神社在飽海郡山上、巖石壁立、人跡稀到……去四月八日山上有火。焼土石又有声如雷、自山所出之河、泥水泛滥、……」（三実）
- e、延喜十五（915）年七月十三日「出羽国言上、雨灰高二寸、諸

郷農桑枯損 由」（略記）

f、承平四（934）年閏一月十五日「陸奥国国分寺七重塔、為雷火被燒了」（紀略）

cやeのように全般的にわたると考えられる被害では、特定できるような地域名、またはそれに準ずる固有名が明記されていないもの、他のa「登時城郭官舎四天王寺丈六佛像、四王堂舎等」・b「胆沢多賀両城之間」・e「大物忌神社、在飽海郡山上」・f「陸奥国国分寺」でははっきりと地域を示しているばかりか、寺院・神社名や佛像さえ具体的に書かれている場合もあったのである。aの「登時」は城名かどうかはつきりしないが、城名だとすると地域を推定する手がかりになる。

こうした事例からわかることは、災害の状況によって地域や建造物を特定できるような固有名を持っているということである。しかしこれは、当然のことである。災害はある特定された地域に発生したことに意味があるからである。災害が、都市部に発生したのか郡部においてなのかによって、被害の大きさの把握し方や、その重要度に対する認識の違い生まれるからである。もつとも、地震や火山は広範な地域に災害をあたえるから、ある一か所だけにこだわって論ずる必要はないともいえる。cやeの例はそのことを示している。

だが、である。貞観十一年のこの「陸奥国地大震動」は、けっして小さな災害ではない。ここでは、「城郭倉庫、門櫓牆壁、頽落顛覆」したばかりでなく、「溺死者千許」にもおよんだのである。それは、aの天長七年「登時城郭官舎四天王寺丈六佛像、四王堂舎等、皆悉顛倒、城内屋仆、擊死百姓十五人、支体折損之類一百余人」の比でないこと、規模

のすさまじさがしのばれるものである。これほどの災害が大発生したにもかかわらず、特定の地域名や具体的な建造物の名称が記録されていないことは、なんとも不可解である。定説のように、大地震が三陸沿岸に発生して、地震と津波によって国府多賀城に大打撃を与えた場合、その城郭倉庫とともに、国府の高官が「溺死者千許」の中にいなかったはずがないではないか。それはただちに、陸奥国の経営の根幹に関わる重大事になるはずである。それほど重要な事項が記録されないことは考えられない。また、国府の再建費用や人材の任用を含む、その後の対応が、『三代実録』にもまったく現れないことも不審である。

2、火山活動としての「陸奥国地大震動」

先に結論をいうと、この「陸奥国地大震動」は十和田火山による災害と考えられる。「流光」は火山活動による現象と推定され、しかも天井湖を有し洪水を発生させ得るのは、十和田湖以外にないからである。

これまでにみたように、貞観十一年「陸奥国地大震動」本文は、いろいろな問題点を含んだものである。こうした疑問がでるのは、広大な陸奥国であるにもかかわらず、地震の発生場所や災害箇所があいまいだからである。また、「流光」現象があり、「驚濤涌湖」とあるのに「驚濤涌潮」と改定しこれを本文としてきたこと、こうしたことに十分な検討を加えてこなかったことに問題があった。合わせて『三代実録』の記述の中にも、「檢陸奥国地震使」が派遣されていることや、「海口哮吼声、似雷霆」とか「陸奥国境、地震尤甚、或海水暴溢」と報告されていること、あるいは「城郭倉庫、門櫓牆壁、頽落顛覆」していること、「驚濤

涌湖、沂洄漲長、忽至城下」とあることなど、地震とそれに伴う津波と判断される語句が使用されていることも、誤解されてきた一因に違いない。

災害が「陸奥国境」で「尤甚」しいということと、「忽至城下」とあることは、一見、矛盾しているようにもみえる。だが、「城下」はたんに城郭のある場所だけを意味するのではなく、広く支配領域をさす用語であることを考えたとき、その国境が常陸国でありえないのなら、北奥の地として検討してみる必要がある。十和田湖やその流域である奥入瀬川が国境付近になるとしても、当時の国府では、この陸奥国の北辺がどの程度に把握されてきたものかは、むろん文献史料には現われてはこない。

奥入瀬川下流の下田町阿光坊遺跡（古墳群）は、七世紀後葉から八世紀初めの土師器・須恵器とともに、鉄製の直刀・小刀・鎌・斧・鎌・轡などのほか勾玉・管玉などが出土している。十三森遺跡には奈良時代の碧玉製石帯、中野平遺跡は複合遺跡であるが、平安期の須恵器四耳壺が注目される。そうしてみると、遺物の上からも、この地域が律令国家の支配下に入っていたことが推測されていた。「陸奥国地大震動」における国境を奥入瀬流域とすることに矛盾はないといえる。まさにここが、北方域にあたる「陸奥国境」であることが、文献上からも確定できることになる。

とはいえ、奥入瀬流域にまで国府の支配が及んでいたとしても、その源流にある十和田湖が、どれだけ認識されていたかということは別の問題である。おそらく十和田湖は、そうした官人を受け入れるように

整備されていなかっただろうし、むしろ官人にとっては人跡未踏に属した湖水だったに違いない。国境に位置した十和田湖や奥入瀬流域は、国府にとって十分に調査されていた地域ではなかった。湖水や河川の名称すら記録されていたとは思えないのである。十和田湖を震源とする「大振動」が起こったとしても、それが火山活動の結果だとは知る由もなかっただろうし、ましてや、湖水があふれて大洪水を発生させたとは、まったく理解の範疇を超えていたに違いないはずである。噴火による種々な災害についての見聞の機会があっても、火山活動と大洪水が同時に発生するなどということは、おそらく千年に一度の、あるかないかの未曾有の一大事件（それは現在のわれわれにしても）であったろう。国府の官人が、かつてない大災害に遭遇して、それまでの知見による報告しかなかったのも、やむを得ないことであった。

こうしてみると、『三代実録』本文には事実誤認による記述の誤りが含まれているであろうことが推定される。すると、「陸奥国地大振動」の最も重要な核になる事柄はなんであろうか。定説への疑問にあげた三点が、とりもなおさず核心部分となる。

①「城郭倉庫・門櫓牆壁」が「類落顛覆」しているのだから、では、この城郭はどこに比定できであろうか。ここでは当然、陸奥国では最北に築かれた徳丹城があげらる。

徳丹城は、それまでの蝦夷対策の拠点であった志波城が、縮小再建されたものといわれる。それは、徳政相論による政策の急激な転換を象徴するもの（熊田亮介「古代国家と東北の城柵」『日本の古代国家と城』1994、所収による）であった。岩手県紫波郡矢中町の北上川中流西

岸にあたる低位段丘上に位置する。規模は一辺350m四方で、南北の中軸線上に東西76m・南北85mの規模の政庁があって、掘立柱列によって区画されている。そこからは正殿・東西脇殿などが確認されている。また、外郭南辺・西辺などでは櫓状建物が検出されている。この発掘による成果は、貞観十一年「陸奥国地大振動」の記述ともよく一致しているといえるだろう。さらに、この徳丹城の位置する西側には、現在の調査によって活断層が走っていることがわかっている。この時の地震が十和田湖を震源とする火山噴火ではあるなら、地震は広い地域わたるだけでなくとくに活断層のある所ではゆれを増幅させ、「城郭倉庫・門櫓牆壁、類落顛覆」のような状況が起こる可能性は否定できない位置にある。この徳丹城遺跡は発掘の結果、九世紀末頃に終末を迎えているらしいことが報告されている。まさに、貞観十一年の「陸奥国地大震動」に符合しているのである。

徳丹城は対蝦夷経営の城郭としては、最小の規模であった。特別に名のある城郭・倉庫・門櫓や寺院・仏像はなかったのだろうが、それにしても、城名を記していれば、解釈上の混乱は少なくともなかったはずである。徳丹城は対蝦夷策縮小によって造営された城郭であった。地震による崩壊で一挙に崩れ落ち、再建の意義すら失われていたのではなかったのか。城郭の名称すら記録しなかったのは、そうした律令国家の政策が背景にあったものと考えられるのである。

ともあれ、「城郭」を徳丹城に比定してすることに矛盾はないのであるが、こうした城郭は、『三代実録』などの典籍に記載されたものだけではないはずである、ということである。「城郭倉庫、門櫓牆壁、類落

顛覆、不知其數」とは、「城下」内に存在した多くの建造物をさしているものであるから、徳丹城に付属する建物だけを考えるわけにいかない。下田町出土の碧玉製石帯にみられるように、官人の存在を想定できるものは、今後の遺跡発掘で、この国境周辺でも多数の発掘されていくに違いない。そうした官人の公舎や倉庫などの官衙施設を、ここにいう城郭の範疇に含めることが可能なかどうか、新しい課題として見守っていくべきであろう。

②の「流光」現象であるが、火山の噴火活動には、夜の暗黒を明るく照らす「火映」と呼ばれる現象があることが知られている。「火映 夜間、火口内の赤熱溶岩や火炎に映え、上空の雲や噴気・噴煙が明るく赤く染まって見える現象。火映は噴火の熱溶岩流による場合もある」（『日本大百科全書』5「火山」の項、1985）。また噴火のさいの噴煙が「火山雷」を引き起こすことも、すでに観測されていることがらである。

この双方の発生が、「昼の如く」に明るくなるような現象を引き起こしたと考えられるだろう。いずれにしても、大地震と「流光」の二つながらを発生させることが可能なのは、地殻変動のひずみが起こす発光現象よりも、火山噴火にその原因を求めることの可能性が大である。閃光にちかい発光現象が「流光」と記録されたとするよりも、雲や噴気・噴煙が明るく染まる火映現象であれば、「流光」に見えることがむしろ自然でないだろうか。

火山噴火が「流光」を可能にするとすれば、十和田火山だからこそ大洪水を発生させたといえる。

この大洪水の規模は、先に記したように、幅約13キロから約20キ

ロ、長さ65キロ（幅数十里・長さ百里として）の面積である。十和田湖を発生源とみて、これを奥入瀬川に当てはめると、奥入瀬川の長さは約70キロであるから、まさにこの流域にぴったりした数字であることがわかる。これだけの面積が水没するほどの大氾濫となったのだから、「惣為滄溟」が実感できるであろう。これを津波としたのでは、どんなに津波が激しいものであっても、海からそんな奥地まで押し寄せること（例えば十和田市の標高は河川敷でさえ30メートルに達する）はまずありえないだろう。この一事をとってさえ、どうしても津波でなく洪水としなければ状況の説明ができなくなる。

「驚濤涌湖」ないし「去海數百里」は、十和田湖の湖水があふれ出して奥入瀬川に発生した洪水以外にはありえないことを検証してきた。このことをさらに直載に示したのが「海口哮吼声、似雷霆」の語句である。「海口」が川からの出口であるなら、「海口」は川への入口を意味している。河口から流れ出ようとすると、海口に押し寄せる波。日常はなにげない情景だろうが、激しい勢いで流れ下ってきた洪水が、寄せ来る波濤とぶつかりあつたらどうなるであろうか。このような現象が発生しうる場所だからこそ、「雷霆」に似た大音をくり返しとどろかすことができた。「海口哮吼声、似雷霆」は、奥入瀬河口にふさわしいリアルな表現である。

以上、貞観十一年「陸奥国地大震動」が十和田火山活動にあるとして検討を加えてみた。『三代実録』には、「陸奥国」とだけあって「地大震動」の震源地が明記されていないことから、さまざまな誤解を生んできているとしても、これを十和田火山とみて大きな誤りはないと考えるもので

ある。

三、十和田a降下火山灰

貞観十一年の大地震は、十和田火山の噴火活動によって発生したものととして論を進めてきたが、平安期に活動した東北の火山は他にもあり、焼山・駒ヶ岳・鳥海山などが知られる。このうち、水害を発生させることが可能なカルデラ湖をもつのは、『理科年表』によるかぎり田沢湖のある駒ヶ岳（807年噴火）である。だが、駒ヶ岳に噴火活動があったとしても、これは出羽国であって陸奥国ではない。

これらの記録に対して、現代の地質学の発達はめざましく、ことに十和田火山灰の研究成果は、考古学における年代基準にまで達しているといえる。ここでは、貞観十一年「陸奥国地大震動」に近い十和田a降下火山灰による、十和田カルデラの噴火段階をみてみたい。現在のところ、この平安前期の十和田火山の活動は、次のように研究整理されている。

◇第四期活動 御倉山付近での火山活動及び溶岩円頂丘（御倉山）を

形成した活動時期

約二〇〇年前、現在の御倉山付近で火山活動で砂状火山灰が放出され、十和田b降下火山灰層として堆積した。また、約一〇〇年前にも細粒火山灰が放出され、十和田a降下火山灰層として堆積した。十和田a降下火山灰の噴出に引き続き、毛馬内浮石流凝灰岩の噴出があつて、南々南西方のカルデラ外へ流下して秋田県側にシラス洪水を起こした。この浮石流凝灰岩の噴出のあと、御倉半島突

端において石英安山岩質溶岩の押し出しが起こり、溶岩ドーム（円頂丘）としての御倉山が誕生した。なお御門岩の形成時期については、その時期を特定する資料がなく断定はできないが、中振浮石噴出よりも遅い時期であることは確かで、あるいは御倉山と同時の可能性も否定出来ない^⑤。

十和田a降下火山灰の分布状況については、「十和田a降下火山灰層は、新郷村二ノ倉ダム付近で一〇センチ程度の厚さをもつ灰白色～淡灰黄色の細粒火山灰で、十和田湖より遠方になるにつれて薄くなり、またシルト状となる。大池昭二によれば、岩手県堀野遺跡の住居跡内に発見された火山灰層や秋田県くるみ館遺跡を覆うシラス（洪水流）がこれに相当し、平安時代中～末期のものであるという」（松山 力『奥南』1）と報告されている。毛馬内浮石流については、これを第五期とする意見もあるが、「米代川流域の盆地部にのみ分布し、多くの歴史時代遺跡を埋没させている。噴出源は判明していないが、現在のところ十和田火山以外には考え難い」（中川久夫『青森県の地質』）とする。こうした研究成果から確認されることは、約一〇〇〇年前の十和田火山活動には、

① 十和田a降下火山灰の噴出

② 毛馬内浮石流凝灰岩の噴出

の二回の噴出があつたと抑えることができる。

このうちの十和田a降下火山灰を噴出させた火山活動では、新郷村二ノ倉ダム付近で一〇センチという数値とともに、東北全域にこの火山灰が分布している（図1）ことを考えたとき、かなり激しい噴火活動があつたことを推測させる。

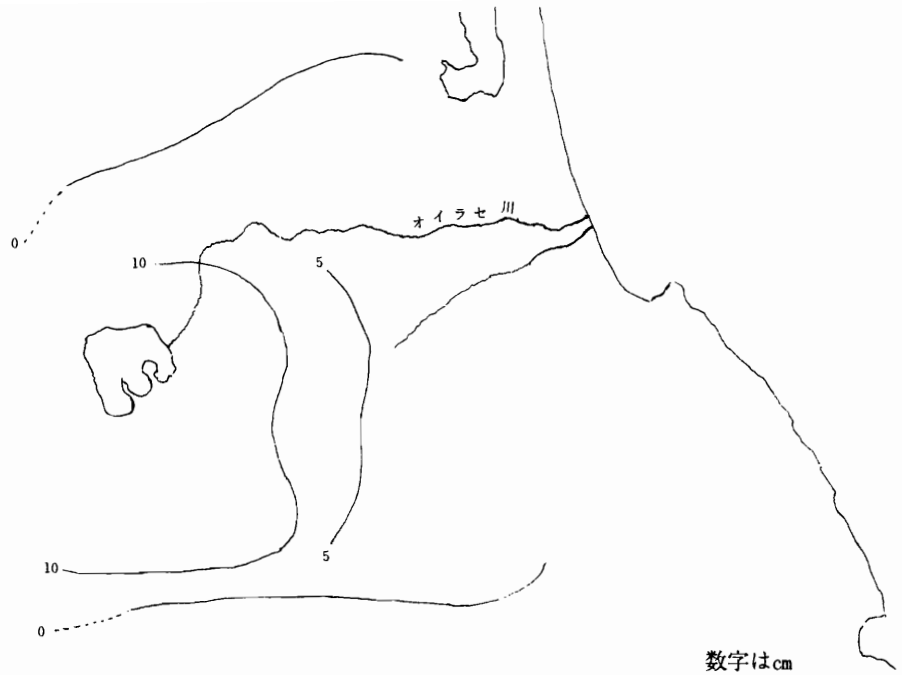


図1 十和田 a 降下火山灰の等層厚線図 (大池昭二『第4紀研究』11-4による)

毛馬内浮石流凝灰岩の噴出については、これが十和田火山を噴出源としながらもその分布を、米代川流域に限っていることを記している。この浮石流は、多くの古代家屋を埋没させる異常洪水を発生させていることから、この洪水のメカニズムについては、「軽石流による河川のせき止め↓湛水↓せき止めの決壊↓鉄砲水の発生」(大池昭二「十和田カルデラ火山説」)が考えられている。

こうした事実を、史料の上からみたととき、大地震と大洪水を伴う火山噴火の規模、それに十和田 a 降下火山灰を降らせた火山灰の分布という点からして、貞観十一年五月二十六日「陸奥国地大震動」がこれに該当すると考えて誤りないだろう。もちろん、火山灰を降らせた火山活動がわずか一日にとまるはずはない。火山噴火としては数日から数十日にわたる結果であろうが、「大震動」をまねいた大爆発は、この日に発生したことが記録されているのである。

また、毛馬内浮石流凝灰岩の分布は秋田県域に限定されることから、これを延喜十五年七月十三日「出羽国言上、雨灰高二寸、諸郷農桑枯損之由」(『扶桑略記』第廿三裡書)としてよいのではないか。この時の噴火は、比較的短期に終息したと思われる。

以上に見てきたとおり、第四期ないし第五期十和田火山は、次のように文献史料と対応して考えられるのである。

- ① 十和田 a 降下火山灰の噴出—貞観十一(869)年
- ② 毛馬内浮石流凝灰岩の噴出—延喜十五(915)年

これはまさに、二度にわたる十和田カルデラの形成の後、中湖の外輪山である御倉山の火山活動の結果によるものである。文献と地質調査の

結果が、これほどみごとに一致するとは、古代という時代を考慮したとき、まことに稀有のことといわねばなるまい。

四、十和田湖伝説とその遺跡

1、八ノ太郎伝説

これまで指摘されているように、十和田湖伝説は十和田火山の活動を伝承してのではないかといわれる。伝説はかなり早く、すでに、応永初年（1395頃）成立の『三国伝記』に現われる。ここでは、八頭ノ大蛇と難蔵の龍女をめぐる争いとして描かれている。また、天文年間（1532～54）の『津軽中名字』は、「斗賀の靈験堂の衆徒南祖坊と言法師、八龍を追出し十湾の沼に入る」とする。そして、これは天文十五年からみて八〇〇年前だとするが、いみじくも十和田火山活動に符合する。ともあれ、現在に伝えられる十和田湖伝説は、主人公を、八ノ太郎（八郎太郎とも）ないし南祖坊（難蔵坊ともある）としている。湖畔に建つ十和田神社の祭神は、青龍大権現であるが、これまた八ノ太郎とも南祖坊ともいわれる。

伝説については、すでに、小館衷三『十和田信仰』（1976）・佐々木孝二『伝承文学論と北奥羽の伝承文学』（1990）などの論稿がある。ここでは、十和田火山との関わりで考えてみたい。

伝説の主要部分は、

① 八ノ太郎はイワナを食べたことにより、大蛇に化身して十和田湖の主となった。

② 諸国修業の南祖坊が、ここを永住の地としようとしたことから、両者のはげしい争いになった。

③ 南祖坊の法力にやぶれた八ノ太郎は、自分の住みかを別につくろうとしたが、土地の神々にさえ追われた。

④ 八ノ太郎は、ついに、八郎瀉に逃れここを永住の地とした。ということになる。

この伝説が十和田火山の活動のいくらかを反映するとみとるとき、伝承の中にある事象からどれだけの事実をつかみ出せるか、反問せざるをえないが、ともかく次のように考えてみたい。

a、古来、龍神伝説は日本に深く浸透して流布している。男女に限らず龍や大蛇と化した者が、湖沼の主となった話は全国的に分布している。十和田湖も例にもれず、八ノ太郎が主となっているが、彼がイワナを食したことによるというのは、物語発端のための付会にすぎない。

青々と澄んだ湖に、めぐみをもたらす守り神が住むと考えた古代人が、蛇に対する信仰を基底に生み出した八ノ太郎ではあったが、ついに十和田湖を追い払われる身になる、その背景には、むしろ増水した湖面がしばしば氾濫をくり返していたことや、樹木をなぎ倒して突進してくる洪水に、キバをむいた恐ろしい大蛇をイメージしていたのでなかつたらうか。

b、両者の争いを、聖地をめぐる修験宗派の対立とみる意見もあるが、噴火活動を八ノ太郎のしわざと考え、むしろ村人たちは災害を恐れ、これを静めてくれる聖者の出現を期待したのではなかつたのか。こ

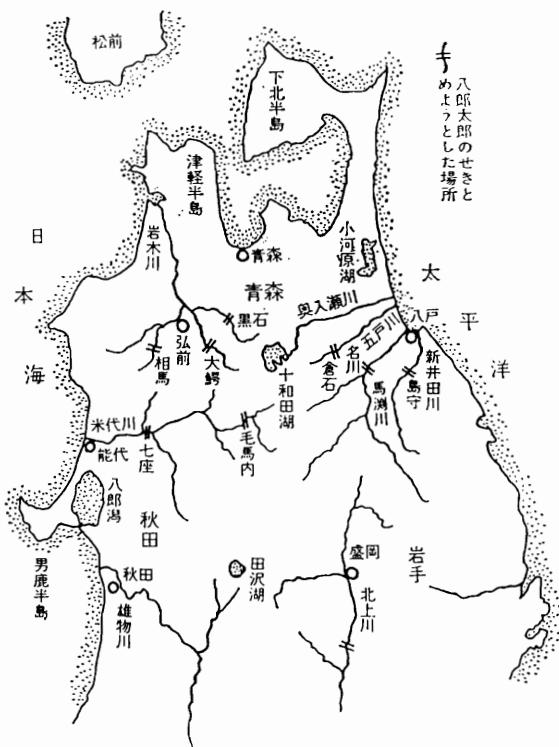


図2 八ノ太郎関係図 (小館衷三『十和田信仰』)

こには、火山(南祖坊)と湖水(八ノ太郎)の争いがある。はげしい噴火活動、のたうつ湖水。南祖坊の読む経の一字一字が剣となつて、八ノ太郎めがけて突き刺さつたという。真つ赤に焼けた火山弾をはげしく噴出する火山。火の玉はうなりながら音を立てて湖水に飛んでいった。古代の人々はおそらく、この情景を目の当たりにして、息をひそめて見つめていたに違いない。荒々しい情景は形象化され、やがて八ノ太郎と南祖坊の戦う物語になつていった。

c、八ノ太郎が周辺の川をせき止めたと伝承する地域と、十和田の火山灰が降下した地域(図2)とが、みごとにもつてよく一致していることに驚く。十和田火山が十和田湖伝説を生み出した背景がこ

こにあるといえる。溪谷に堆積した火山灰は川の流れをせき止めた。やがて増水した河川は土石流となつて、多くの人々や家屋をまきこんだ災害をもたらした。人々は、十和田火山による災害を、かつて誰も体験したことのない非情な命運を感じていたに違いないだろう。そうした災いを起こした八ノ太郎は、どうしても追ひ払われる宿命を負つていたともいえる。

一方では、八ノ太郎が田沢湖の龍子姫のもとに通つたという伝説がある。それは、十和田火山灰が田沢湖にまでも飛んでいったことを、象徴的に伝承したことではなかったのか。

d、八ノ太郎の伝説は、八郎が八郎潟に逃れその湖を永久の住家としたことをもつて終わる。それは、八郎が米代川流域に災害をもたらしたのち、以降は八ノ太郎が活動しなかつたことを意味する。まさに十和田火山が毛馬内浮石流凝灰岩を噴出し、二次災害ではあれ米代川で遺跡を埋没させたのち、活動を停止していることと軌を一にしているといえるだろう。

十和田火山の活動が終息すると、八ノ太郎もまた静かな余生を八郎潟に送つたことだろう。その間に、八郎を主人公とする十和田伝説が熟成されていったのである。

こうしてみてみると、十和田伝説と十和田火山の活動とが偶然とは思われないほど、よく一致しているといえるだろう。むしろ伝説のすべてが史実ではない。だが、これほど火山活動を如実に反映した伝説であったことは、まったく予想外というほかはない。この意味する意義は大きい。

2、奥入瀬川流域で洪水伝承にかかわる遺跡

十和田湖の基本的な部分は、すでに第一次カルデラで成立していた。そこへ第二次カルデラを形成する噴火があつて中ノ湖が誕生した。水まんまんとたたえて湖水は、数千年の静けさを保っていた。

約二〇〇〇年前、小倉半島の先端に火山活動が開始して、小倉山形成する造山活動を行った。このときの火山灰が、十和田b降下火山灰であつた。不思議なことに小倉山には噴火口がみられないのである。このことを考えると、約一〇〇〇年前に十和田a降下火山灰を噴出した噴火は、噴火口そのものを吹き飛ばすほどの、大爆発でなかつたかと思われる。

それは、この火山活動が湖水面で起きたことに注目したい。溶岩が水と融合したとき瞬時に、猛烈な爆発を引き起こすことが知られているからである。「海や湖の水が過熱されて生ずる水蒸気が爆発力を助長し、激烈になりやすい」（『日本大百科全書』「火山」の項）とあるように、おそらく、十和田a降下火山灰を噴出させた火山は、水蒸気爆発による大地震をともしなつたものであろう。この時、まさに「マグニチュード8・6」にみあう大震動が確実に発生したといえる。

また、小倉山に溶岩円頂丘を形成させた火山である。小倉山の高さは現在の湖水面からは約289メートルある。これだけの高さの山が水面下から姿を出して盛り上がり、しだいに湖水面を上昇させていったらう。そこに起きた大噴火とその大震動。その激烈さ、湖水の一端が破れ、あふれていた水が一気に流れ下っていった。これが貞観十一年「陸奥国

地大震動」の実態でなかつたか。

現在の十和田湖をとりまく地形をみればわかるように、十和田湖を水源とする河川は奥入瀬川だけである。洪水は、なによりもこの奥入瀬川を駆け下つて氾濫した。奥入瀬川流域にはこの大洪水の痕跡が少なからず残るはずである。だが、奥入瀬川流域の考古学的発掘調査の遅れている現状では、そうした考古学的な洪水痕跡による実証は期待すべくもない。ここでは、主として残されている伝承ないし遺物等により、いくばくかの手がかりを探索することで、十和田火山による洪水の痕跡を発掘しようとするものである。

まず、奥入瀬川流域に残る八ノ太郎伝説を取上げてみたい。

① 洪水ないし八ノ太郎の伝承

a、赤沼は「南祖坊に負けた八之太郎は、矢神で矢を受けて、その傷口を沼の水で手当てをしたらその沼の地の色に染まり真っ赤になつてしまつた。それで今の地名がおきたと子供の頃聞いた」（『赤沼郷土誌』）

b、切田では「八幡宮のすぐ下まで洪水がきたので、別当が神社を守つてくれるように祈つた」（『地元談』）

c、「白上には八の太郎が十和田山から投げつけたといふ大石がある」（『藤坂村誌』）

d、「大和田の沼は、八の太郎が休んで腰をかけたところに水が溜つて出来たものである」（『藤坂村誌』）

e、「伝法寺城のすぐ下まで洪水が来た」（『地元談』）

f、寺山にまつわる伝説「ハツノタローが十和田湖へ行く途中に、腰か

けてひと休みしたので、頂上のあたりが平らになっている。あの上にむかしお寺があったので、寺山ということだ。それが後ろの川（奥入瀬川）が川増して、田畑が欠けるので、川欠けをとめるために村の人たちが、お寺の墓石を川に投げこんでしまったから、今は寺山のどこにお寺があったのか、その場所がわからなくなった」

（苦米地繁雄「日刊東北」46・3・21）

よく知られている主なものを挙げただけでも、これだけある。ほかに、藤島川の上方の「蛇林」というところは「昔主の大蛇が住んでいたといふ所である」や、相坂の大池大明神に「大昔こゝら一帯は大きな池でそこに大蛇が住んでゐた」（『藤坂村誌』）というのもある。は、大蛇が八ノ太郎を意味していると考えられし、このような例は数多く残っているのが、奥入瀬流域の特徴である。

ところで、fの項については、奥入瀬河川敷で砂利を採集していた業者が、二鉢の石製品を掘りあてている。どちらも「男性のシンボル」をかたどった石製品であるが、一鉢は30センチほどずんぐりとしたもの（写真）、もう一鉢は40センチほどほっそりしたものである。これがお寺の境内に置かれてあったものとする物証はないし、これだけでは伝承を裏づける確証とはならないが、それにしても「川に投げこんだ」とか「川増す」で流出したといい、こうした石製品が河川敷から出土したということは、どう考えればよいだろうか。ともあれ、現在の川筋の堤防面からみても、寺屋敷跡といわれている場所との高低差は、20メートル以上はあるだろう。これから推測すると、たんに川筋だけを駆け下ってきた洪水というよりは、低地のあらゆる所を濁流がのみ込んで

しまったといえる、まことにおぞましいほどの氾濫であったようである。

② 白髭社

洪水伝承の中で、一般に「白髭水」と呼ばれる伝承がある。青森・岩手・福島・新潟など主に東北日本に多いのだが、愛媛県にも伝承例が報告されているという。その「白髭水」とは、未曾有の大洪水につけられた名称であるが、奥入瀬流域にも「白髭神社」「白髭大明神」が確認できる。

a、六戸町折茂地区「白髭大明神」

b、下田町間木堤「白髭大明神」

c、八戸市市川地区の五戸川左岸と右岸二ヶ所「白髭社」「白髭神社」

このうち、八戸市市川地区の「白髭神社」は現在の五戸川河口に位置し、かつては奥入瀬川の川口に合流していたものであるから、奥入瀬流域としてもさしつかえない。

下田町の「白髭大明神」には、次のように伝えられている。

間木の溜池の側に小さな祠があって、中の石に「白髭大明神旧五月十九日」と彫つてある。大昔、奥入瀬川が大洪水の時、この水の前ぶれに白髭の老翁が川とともに流れて来た。そしてこの丘にあった大きな石の上に立つて、この恐るべき洪水を警戒された。人々はこの告げをきくと、あわてて身じたくをして、この人たちはみんな助かった（『下田町誌』）。

他の「白髭社」は伝承を失っているが、おそらくは十和田火山による大洪水があって、白髭社となったものであることが推測される。

百石町明神下の大明神沼（日ヶ久保沼）の東端にある「土鼻神社」も

あるいは、洪水伝説に関わるかとも考えられる。

③ 十三森遺跡

下田町阿光坊十三森遺跡には、58基の盛土が確認されている。『下田町誌』は、「築塚の理由もまったくわからない」とし、考古学的遺品もほとんど出土していない。わずかに一塚より「唐草文様のついた薄い金属片」が採取されているにすぎない。「そのような品は常民の所持すべきものではなく、山伏修験の遺品でもなさそうである」と述べている。

「十三森伝説」というものも全国的に分布している。一般的には、戦死者とか非業にたおれた罪のない靈魂の葬所とか鎮所というのが、その骨子になっている。下田町の十三森遺跡については、二話が記録されているが、共通するのは、奥入瀬川をせき止めようとして剣をさしたところそれが大蛇にささり、その大蛇のたたりで多くの人が死んだと伝えられている（『藤坂村誌』）ことである。非業の死をたんに一般的な理解でとらえるのではなく、奥入瀬川という地域に残る伝承として見たとき、それは、八ノ太郎の化身が大蛇であり、洪水の別名でもあると考えられる。十三森遺跡の塚数が多いことは、とりもなおさず、大洪水の犠牲者が多数あったことをしめすものであるが、遺品が少ないのは流出して残らなかったのだからだろうか。

④ 埋没木

十和田湖町沢田の篠沢山地内を流れる沢田川から、ケヤキの大木が発掘されている。径三尺以上ある大木で、地肌がそっくり残っているのは湿地に埋もれていたせいばかりでない。明らかに枯れた倒木ではなく、立ち木がなんらかの原因で埋もれたものと観察される。この埋没木の発

掘に立ち合い状況を調査した田高昭二氏は、「明らかに倒木の上に十和田a降下火山灰がかぶっていた」と証言している。十和田湖町史編纂室が炭素年代測定を依頼した結果では、「BP年代、1050±80年」と報告されている。これは、820年～980年にあたるから、まさに貞観十一年発生の「大洪水」とすると、記録とも符合することになる。

埋没木は、この他に沢田川中流の館地区でも開田のときに掘りだされている（BP950±80年）。こうした埋没木分布の調査が望まれるが、とりあえず大洪水との関わりを指摘できる遺物である。

五、まとめと今後の課題

地質学や考古学からのアプローチをうけて、ようやくここまでたどり着いた。『日本三代実録』本文の分析を通じて、それが、十和田火山に由来することを解明してきたつもりである。

結論として、十和田a降下火山灰は貞観十一年「陸奥国地大振動」を妥当すること、毛馬内浮石流凝灰岩は延喜十五年「出羽国雨灰高二寸」に該当することを述べてきた。さらには、十和田湖伝説が、十和田火山噴火と大洪水を語り継ぐうちに、八ノ太郎を主人公とする物語として伝承されるようになったこと、奥入瀬流域には伝承の痕跡や遺跡が集中して残されていることを立証した。

北東北地域の史的的研究にとって、古代中世の記録・文献史料が極端に不足している。「陸奥国地大振動」や「出羽国雨灰高二寸」に、正面から取り組んだ論稿ないのは、相互のつながりががないために分析が困難

だったからだと思われる。災害は特定の地域的な現象として記述されているからである。だが、地域史研究にたずさわる者にとっては、限定された史料の中にも手がかりを求めて研究しなければならぬという、宿命的なところがある。筆者は、古代史の専門家では決してない。『日本三代実録』という古典に精通しているわけでもない。解説に自信があるわけでもない。解釈も専門家がみたら一笑にふされる点も多いことだろう。それでも、この「陸奥国大振動」と格闘しながらようやくここにたどりついたという思いでいっぱいである。批判は甘んじて受ける。

この論稿はあくまでもノートである。現在までの筆者の知見に基づいてせいっぱい論じたつもりである。だが、ここには裏付けとしての物証にとほしいことは明らかで、それがノートとする所以でもある。奥入瀬流域は、ことに考古学的発掘の空白地帯となっている。今後、奥入瀬流域でも発掘調査は確実にふえていくだろうが、その際、古代の大洪水に関わる遺跡・遺物を見いだすには、洪水現象を見抜く力量と問題意識を持った発掘がなされない限り不可能である。

新たな研究方法は多方面にわたるであろうが、その一つとして、日下雅義氏は、次のようなことを提唱している。

シュートバーは、粗い砂礫よりなる塊状の堆積地形である。これは異常な洪水時に、流水が屈曲部をうまく曲がりきれないで、屈曲部の外側にはみ出した際、一瞬にしてつくられる。扇状地面や扇状地の末端のような、地表面の傾斜が比較的大きい場所に形成される。地層がよく締まっただけで硬い所では、砂礫層が一面に薄く広がって木の葉状ないし紡錘形、軟らかい所では深く細長い流路状の形態を示すが普

通である。

(『古代景観の復元』 1991)

じつは確認こそされていないが、シュートバーらしい現象が報告されている。「駒ノ沢は三沢市内だが、昔は下田町の地内であった。古間木の東北に位する部落で、ここの中に十坪ばかりの砂土の所があるが、全部落が元来黒土なのに、ここばかり砂土であるところから、ここを八之太郎がわらじをほどいたところだと伝えていた」(『下田町誌』)というのであれである。今後の課題として、こうした実証的な研究が進展することを望むものである。多くの方々の協力がなければ難しい課題である。

(1) 東北地方第四紀研究グループ「東北地方における第四紀海水準変化」(『日本の第四系』 専報15) 1969。

大池昭二「十和田カルデラ火山説」(『八戸高等学校論集』 創刊号) 1972。

大池昭二「十和田火山東麓における完新世テフラの編年」(『第四紀研究』 第11巻4号) 1973。

松山 力「青森県南東部における旧石器時代末葉以降の火山灰層と黒色土層」(『奥南』 創刊号) 1980。

(2) 例えば、鈴木克彦『日本の古代遺跡元・青森』 1986年。

(3) 最近の「火山の大噴火と気候・環境」(町田 洋『火山噴火と環境・文明』 文明と環境Ⅲ・1994) にも、「たとえば東北地方北部の十和田カルデラから西へ流れる米代川流域では、九一五

年の十和田の噴火で、軽石の下に集落が埋まっていると考えられます。このときの噴火では、降下テフラは東北地方全域を覆い、その後流出した火砕流は、湖の水を巻き込み大泥流となって米代川を流れ、集落を埋没したのです。この噴火・災害は文献としては記録されていませんが、八郎太郎伝説として現代まで語り継がれています」と書かれている。

(4) 弘前大学齊藤利男氏の教示による。

(5) 山口義伸「平川流域での十和田火山起源の浮石凝灰岩について」

(年報『市史ひろさき』2) 1993。

(いとうかずみち・十和田湖町史編纂室)

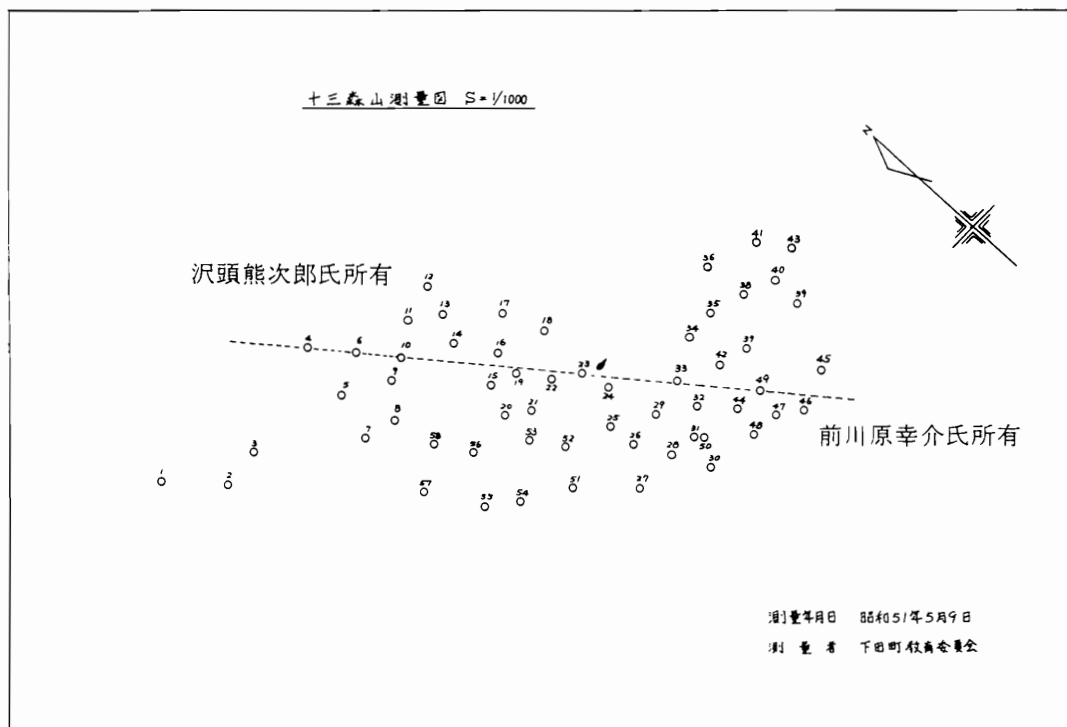


図3 下田町河光坊十三森遺跡 (『下田町誌』)